

〈史料紹介〉

上総奥津における仙台藩穀宿関係廻状について

菅谷 祐輔

キーワード

東廻海運 仙台藩 上総奥津 御用留

要旨

勝浦市新官に所在する勝浦市立豊浜小学校には、上総国夷隅郡部原村（勝浦市部原）の名主を務めた江沢家の史料が所蔵されている。江沢家文書には、日記・御用留をはじめとする地方史料が多く含まれている。その中で、御用留には様々な廻状が書き留められているが、その中で東北諸藩や東北地方にある幕府領よりの廻米船海難に関する浦廻状が多くみられる。本稿では、その中で上総国夷隅郡奥津村（勝浦市興津）名主が任命されていた仙台藩の穀宿という立場で出した浦廻状について史料紹介をするものである。

1. はじめに

本稿では、勝浦市新官に所在する勝浦市立豊浜小学校（以下豊浜小学校）に所蔵されている江沢家文書⁽¹⁾より、同市興津地区（近世までは、奥津と表記されており、特段断りがなければ以下奥津村と表記）にあった仙台藩穀宿

の活動についての史料を紹介するものである。

奥津村に関しては、平成三〇年度千葉経済大学特別展示「波打ち際の宝石たち―D・M・ギルフォイルの上総奥津で二十年にわたる陶片の蒐集―」にて、勝浦市興津の海岸より出土した古代より近代にかけて陶磁器片を興津海浜調査会が整理・報告した成果⁽²⁾ について展示を行い、その際に奥津村にあった仙台藩陣屋や仙台藩の廻船について多少の紹介を行ったが、現地には史料が現存せず、詳細な内容については踏み込むことができなかった。しかし、千葉経済大学学芸員課程における調査実習で前述江沢家文書現状記録を含む調査の結果、奥津村を含む外房沿岸の湊に所在する廻米関係者より出された浦廻状が多く含まれている事が明らかになった。今回本稿では特に奥津村仙台穀宿より発信された書状（浦廻状）を紹介する。

二、江沢家文書について

江沢家文書は、上総国夷隅郡部原村⁽³⁾ の名主家であった江沢家に伝来していた地方史料であり、江沢家当主が作成した日記と御用留を含む村政にかかわる史料が多く残されている。部原村は太平洋に面しており、東を御宿郷に、西を新官村に接している半農半漁の村である。したがって、海辺に面している村であるという特性上、御用留中には海にかかわる浦廻状も多く、また多数の東廻海運関係の浦廻状が書き留められている。現在江沢家は勝浦市になく、当家伝来の史料は大きく分けて三つの所蔵機関に分散している。一つ目は、国文学研究資料館に収蔵されている祭魚洞文庫内にあり、祭魚洞文庫を主宰した洪沢敬三が入手したものである。内容は、豊浜小学校所蔵史料と同様に、御用留に類する公的な書類が多く占め、また漁業関連・自家の家政に関する史料が多く所蔵されている。二つ目は、慶應義塾大学文学部古文書室に所蔵されているもので、同大学教授であった野村謙太郎が入手したものとと思われる。ここには、万治三年（一六六〇）の検地帳他、土地関係の史料が多く収蔵されている。三つ目が

豊浜小学校に収蔵されている史料である。豊浜小学校所蔵分の内、日記史料に関しては戦後新漁業法制定の参考とするため、水産庁が行った全国漁村史料調査の際筆写されており、その筆写稿本は水産庁・神奈川大学に所蔵されている。余談ではあるが、現在江沢家は現地になく、屋敷跡も企業の保養地になってしまっている。

三、奥津村について

上総国夷隅郡奥津村（勝浦市奥津）は南を太平洋に面し、北に急峻な山を背負う地形であり、わずかな平地に集落を展開する村である。また、東側（守谷村側）にある天徳山と、西側（浜行川村）の弁天山に囲まれた湾を形成している。現在の国道一二八号線沿いに中心的な集落が展開しており、地元では「宿」とよばれ、東町・西町と分けられる。この奥津の中心をなす集落の後ろには新屋敷と呼ばれる地区があり、天徳山の下は家名場（ヤナンバ）と呼ばれる区域である。妙覚寺の前は門前、その先鴨川よりは、千軒と呼ばれる区域であり、おおよそこれらの区域に集落が展開する。

近世には、文禄三年（一五九四）の『上総国村高帳』、『正保国絵図』に村名が見え、石高七六九石であったが、領主は不明。寛文四年（一六六四）の阿部正春領知目録に村名が出ており、武蔵岩槻藩領。『元禄郷帳』では、高七九四石。寛政五年（一七九三）の『上総国村高帳』では高七六九石余で家数一八五の、三卿清水領。享和元年（一八〇一）の伊能忠敬の測量日記によれば幕府領であった。以後幕府領として幕末まで続いた。また、『旧高旧領取調帳』によれば、幕府領七六九石の他、同村に所在する日蓮宗妙覚寺⁴ 領二五石が存在していた。

近世には、仙台藩の陣屋がおかれており、当地の名主であった浦部孫左衛門が殺宿として任命され、上総沖における海難処理にかかる手続きについて行っていた。また、廻船の避難港としての性格もあり、先に述べた弁天山下には船着き場があり、かつては繫船柱があったが現在は妙覚寺と興津海浜公園内に残されているのみである。また、

当地は年貢の津出湊であったようで、現在のいすみ市・御宿町に属する村（上布施・下布施・実谷）が奥津へ年貢を年貢津出しするのは道中悪路が多く難儀するため、最寄りの御宿浦より津出ししたい旨を願出た史料があり（5）湊としての役割があったことがうかがえる。

四、房総における東廻海運の先行研究について

房総を対象とした東廻海運の先行研究について簡単に触れておきたい。先行研究は、川名登（6）が銚子における穀宿の存在について言及している。三浦忠司（7）は銚子の八戸藩穀宿の役割について指摘している。また、原直史（8）、後藤雅知（9）による研究では、房総半島各地に存在していた穀宿が廻米船破船時には破船処理を担当していたことを明らかにしている。井上拓巳（10）は仙台藩の廻米制度について詳細な検討を行っており、東廻航路上に仙台藩の役人が派遣されていることについて言及し、廻米を行う経路（利根川経由と房総半島経由）の変更により派遣場所が変わることがあったが、上総奥津（総州奥津穀役）を含む六ヶ所（11）であり、また文化・文政期には奥津含む二ヶ所（12）に穀宿が存在していたことも併せて明らかにしている。また、穀宿について、同氏は仙台藩から派遣される穀横目・穀役人が配置されていた湊には必ず配置されており、特に東廻り航路上の重要な湊には必ず配置されることを指摘し、破船事故多発地域である磐城地域・房総半島南部地域には小規模な湊や浜など多くの場所に穀宿が配置されていることを明らかにしている。穀宿の役割についても言及しており、平常時の対応として、①仙台から江戸にかけての往復時に船宿として利用されていたこと、②舟運との積み替え業務に携わっていたことを挙げ、更に、破船対応発生時として①破船対応のため仙台藩の役人とともに現地へ出向くこと、②当該破船より流出した道具・荷物等に引き上げに對する対価について、③引き上げられた荷物について現地で入札するなど、仙台藩担当者代理としての側面を指摘している。

以上の先行研究の結果を踏まえて、今回紹介する史料について具体的に見てみたい。

史料中には、適宜読点・中点を付した。また、史料の原文改行部分にあたる部分には鍵括弧を付した。

【史料一】(13)

一、仙臺石巻沖御船舟頭伴七乗空舟二而「昨十九日當湊出帆いたし候處、西風強守谷」前方被吹付磯根間通罷出候故、早速碇打「吊し懸り致候處へ夜二入段々風波烈敷今」明方磯根へ被相揚及破舟二候、然処江戸「表方仙臺江下り荷物・占手類・少々積入」申候所右荷物船具共二波段々故散乱仕候「依之右荷物者不及申船具等其浦々へ」流寄候坎又者沖合二而漁舟網綱等掛上候「ハ、早速我等方へ御通達可被成候、以上

奥津村

仙臺穀宿

九月廿日夜

浦部孫左衛門 印

守谷方小濱迄

【史料二】(14)

覚

泉州嘉祥寺村

三十郎船

上総奥津における仙台藩穀宿関係廻状について

菅谷祐輔

五三

一、米式千四百式十式俵

沖船頭

辰藏

水主炊共拾五人乘

右者旧冬十四日仙臺石ノ巻おいて「書面之通積立之同廿七日積所出」帆、同晦日夜四ツ時根中かわし過「碇突入相懸候處、風波烈鋪」元船儀根乗上及破船候、積穀「海具等散乱いたし何方」浦々勿論船具等汐辺ニ而流寄候（虫 欠）「亦者沖合ニ而漁船網綱等ニ掛揚」候ハ、取揚被置川津村我等旅「宿へ早々注進可被致候、以上

仙臺殺宿

巳正月三日

森 嘉藏 印

同 卜部孫左衛門 印

沢倉村 印

新官村 印

部原村 印

【史料三一】 (15)

南部前金船仙臺領湊久兵船頭彦助「乗今廿八日銚子長崎浦江漂着ニ付早速」人数差出見分為致候處、乗組ハ勿論船具「類一圓亦無之候處、乗組之者共助命ニ而其浦々江」陸上り候坎亦者死骸等寄候ハ、早速銚子「添仙臺陳屋迄御注進預り度候、尤船具等之」儀ハ漁船等見付候坎流寄候ハ、是又「右同様首尾預度候、且又剃金村方先ハ沖津仙臺陳屋江註進預り度候、此段」申達候、以上

松平政千代内

堀江 本見 印

栗村利源太 印

武田長之助 印

十一月廿九日

廻状上包

下総銚子湊方

上総沖津湊迄

海辺付村々

御役人衆中

猶以沖津穀宿浦部孫左衛門方へ書状壹封「差添候間是又御願致候、且此廻状留りより」亦々村繼二而被相返候様致度候

手紙表書

奥州沖津仙臺穀宿

堀江本見

浦部孫左衛門様

武田長之助

仙臺用事入

従下総銚子



上総奥津における仙台藩穀宿関係廻状について

菅谷祐輔

五五

表書二八

午十二月七日午上刻

仙台陳屋

御宿方此儀書

(虫欠)新官へ

相送者也

受書訳

左之通り

覚

一、御浦觸之趣承知奉畏候、以上

部原村

名主

太郎兵衛 印

午十一月七日

午上刻

【史料三一二】

覚

一、米式千式百式拾式俵

此石千五拾壹石八斗五升

外二米五石三斗七升五合 船頭水主糧米

此俵拾九卜石三斗七升五合

一、魚油貳拾樽

右之通紀州日高直船頭萬藏乘雇船「松平政千代用穀於仙臺石卷當月十九日」積(虫 欠)同十七日積行出帆(虫 欠)登候所昨廿六日「沖合ニ而逢難風北大風高降波立ニ而漂之」左出来水船ニ相成難凌元船乗捨乗組」之者共不残てんま船ニ乗移、同廿七日上総「川津村江漂着助命仕候得共右元船何地へ」流行候哉相知れ不申候、尤積荷の儀ハ不及」申船具等流寄候狀又者沖合ニ而漁船網」網等ニ掛り揚候ハ、其所江取揚置沖津湊」仙臺出張役所へ注進被申聞候様ニ首尾預り度候、已上

松平政千代穀宿

上総奥津湊

割 午十二月廿八日 卜部孫左衛門 印

上総川津村方

下総銚子湊

海邊附

村々

上総奥津における仙台藩穀宿関係廻状について

菅谷祐輔

五七

右村々海邊附

名主中

扱而九十九里五井古所村物ハ拙者方へ」可被申聞候、夫方東へ銚子湊仙臺役所江」及注進可被下候、此廻状留所方早々可被相返様」(虫欠)」

右之廻状新官方十二月廿八日七つ半過來」

浦觸書之趣承知仕候

部原村

名主

午十二月十九日

太郎兵衛

酉上刻

但し刻付沢倉始りニ而未下刻

新官酉上刻

右之通致し来候得共七つ半頃故

酉上刻与致し遣ス

【史料三一三】

覚

一、米貳千俵

此外

国産物品々

一、刻菽

一、杓粕

一、鯉ふし

一、種油

右者江戸本所直萬助乗組其「用穀并国産もの書面之通於仙臺」石巻積立之當月廿八日當湊江「入津昨廿九日朝方辰巳大風雨大時」氣ニ而昨夜九つ時迄不相叶及破船ニ「依之荷物者不及申船具等流寄候、坎」又者沖合ニ而漁船網綱等ニ懸候「ハ、其所江取揚置拙者方次第」注進被申聞候様首尾預度候、以上

松平政千代

二月晦日

穀宿

卜部孫左衛門

上総守谷村方

下総銚子湊迄

海邊附村々

名主衆中

上総奥津における仙台藩穀宿関係廻状について

菅谷祐輔

五九

追而別紙村々〔虫 損
繼二可戻候〔虫 損

二月晦日六つ過新官方受取即刻」御宿江送ル、夫半七是四つ時分戻ル

【史料三四】

一、松平政千代用穀積船江戸八丁堀才賀や」源兵衛船沖船頭五兵衛水主炊共十八人乗」去月廿七日常州平瀉湊
出帆段々」(虫欠) 登候處、房州洲崎沖方逢難風」波御米刎捨并舟具等捨品品有」之總州小濱浦江漂着仕候、
依之沖合」二而漁舟見當候ハ、御取揚置被下度候
則捨道具左之通

一、櫓

一、楫

一、桁

一、帆

一、艇下船

右道具取揚候ハ、最寄仙臺石宿へ」御注進被下度頼入候、以上

松平政千代

奥津湊石宿

未三月七日

卜部孫左衛門 印

但し丸印

総州守谷村方

銚子湊迄

海辺附村々

名主衆中

七日三時新官方取

八日朝御宿へ出候

【史料三一五】

仙臺用穀積登江戸(虫欠)源兵衛船沖舟頭五兵衛「乗沖合ニ而去月廿九日難風いたし」當月三日小濱浦江漂着」
(虫 欠)懸致候処七つ時(虫 欠)西風烈増切敷吹出碇之綱(虫欠)吹流(虫欠)候間、右之舟吹寄候ハ、」
早速其段被申聞候様首尾預り度候、以上

小濱出役先

仙臺石宿

未三月九日

卜部孫左衛門 印

上総奥津における仙台藩穀宿関係廻状について

酉上刻

小はま方

奥津迄

追而刻付を以早々相送り候様

頼入候

未三月十日

五つ半時御宿方取新官江

送り申候

松平政千代様御米積船江戸「本八町堀壺丁め源兵衛舟沖船頭」五兵衛乗去月廿九日沖合ニ而「難風雨波ニ逢掛
櫓等飛之當月」三日當浦江漂着懸居候処打米「残り米昨日（虫欠）有（虫欠）陸揚仕然處昼」七つ時より秋之
子丑風烈敷吹あれ船「碇綱増切吹流され候処大井谷浦ニ而」破船仕候、依之殘米者不及申海具等「散乱仕候ニ
付其浦々江汐廻り候ニ而流寄候欵」又ハ沖合漁船綱綱等掛揚候ハ、取揚置私方迄早速為御知可被下候

小濱村

名主

未三月十日

勘八

岩船村

岩和田村

御宿三ヶ村

部原村

新官村

沢倉村

川津村

以廻状申觸候

一、先達而小濱浦方申達候江戸「本八丁堀源兵衛舟難船いたし」其後又候去ル十日夜當浦ニ而破「船いたし候右海具其外諸道具」共ニ来ル十九日早朝迄ニ致入札「候間御望之御方御座候ハ、日限」迄ニ早々御入来可被下候以上

三月十六日

大井谷村

名主

所左衛門 印

御役人中様

岩和田村方内浦迄

上総奥津における仙台藩殺宿関係廻状について

菅谷 祐輔

六三

銘々村名役人

三月十六日昼時八つ時

大井谷村使持来ル

【史料四】(16)

仙臺石卷又右衛門船

船頭

徳右衛門

右船此度松平政千代江戸使用穀「積登去ル廿一日房州布良崎沖ニ而」難風ニ逢被吹折候共船道具共々一式「相捨時廿四日房州内浦湊江入津仕候」依之右之品々沖合ニ而漁船等見付拾ひ「上ヶ候猶又者其浦々・流寄候ハ、取揚之置乍御セ話早速「虫 欠」方迄注進可被下候以上

房州内浦湊

仙臺穀宿

森 嘉 蔵 印

申十二月廿五日 上総奥津湊

仙臺穀宿

卜部孫左衛門 印

守谷村より

古所村まで

海邊附村々

御名主衆中

「追而御拝見之上御承知有無書付相添」御廻被下候、此廻状又々跡村継御返可被成候

御廻状之趣御承知奉畏候

新官村

名主

常右衛門

右之通村々受書致来但廿六日朝也
此方ニ而送ル

御廻状之趣承知仕候以上

部原村

名主

縫殿助

右之通受書致御宿江送ル

上総奥津における仙台藩穀宿関係廻状について

【史料五】(17)

廻状以相達候然者仙臺牡「鹿湊留蔵船沖船頭太吉」乘水主とも拾六人乗此度「於國元政千代困用穀積」請罷登候処一昨廿二日沖合ニ而「難風逢打米仕、同夜方角」相分り不申候ニ付無詮方大沢沖ニ「相懸り凌兼候ニ付檣」ニ代り捨漸々「元船懸留メ時ニ内浦湊へ」漕入右之段申聞候右檣并「桁其外小綱等流失仕候依之」右品々其御浦々江流寄候坎「又者沖合ニ而漁船見當り候ハ、」御取揚置乍御世話私方江為「御知可被下候以上

奥津村

戌九月廿四日

仙臺穀宿

卜部孫左衛門 印

守谷方和泉迄

右廻状留村方跡村繼ニ早々御帰し可被下候以上

御名主衆中

廿四日夜新官方来御宿へ直ニ送る

【史料六】(18)

覚

奥州千き屋村 石毛権左衛門船

一、御米貳千三百九拾九俵

沖船頭

嘉左衛門

但 四百八拾五合分入

水主賄共

拾六人乘

外

米百三拾貳俵 舩中飯米

右者松平政千代江戸用穀「積立之當月十七日積所出帆同」廿二日房州和田沖を右之(虫欠)候処(虫欠)大雨高波立大時氣相成右方」段々移り着無是非同所沖ニ申入懸候所之波高弥増元舟空不」沈及破舩候処乗組之もの共外者」舩舟ニ乗移り流漂致居候所同日明方房州乙濱沖江流」寄候同所をにて哉見付右村」方助舩着出漸ニ相助申候、右」乗組人数者不殘陸江上り候得共」御米舩具等一祭上り不申依之」御米者不及申舟具并乗組之もの(虫欠)類汐廻りニ而其御浦」々江流寄候坎又者沖合ニ而漁舩」網綱等ニ懸り候者取揚被置候、」乍御世話拙者方まで早々」為御知可被下候此廻状村下ニ御印」形承知儀有無御書付被相繼」早々御送達留り村方跡村繼ニ(虫欠)

奥津湊

仙臺穀宿

卜部孫左衛門 印

丑十月廿四日

酉下刻

上総奥津における仙臺藩穀宿関係廻状について

菅谷祐輔

六七

十月廿四日丑下刻受取御宿江
相おくり申也

守谷村初

岩和田迄

五、まともに代えて

以上【史料一】より【史料六】まで紹介したが、簡単に史料の概要を見てみたいと思う。まず、【史料一】は、石巻より出帆した船であり、奥津村の隣村である守谷村（勝浦市守谷）で難船した船である。ここでは、奥津村の穀宿浦部孫左衛門（19）が難船に対する対応について、守谷村から小濱村（いすみ市大原）までの村々に浦廻状にて難船した船の道具など流れ寄せた、あるいは漁船の網・綱にて引き上げた場合には、我等方（奥津仙台穀宿浦部孫左衛門）へ知らせるように依頼している。

【史料二】にても同様に石巻から江戸に向かう途中、勝浦近海で難船した際のもので、川津村（勝浦市川津）に旅宿として穀宿二名（森嘉蔵・卜部孫左衛門）が来ており、おそらくこの川津村で難船したものと推測される。

【史料三―一】は、銚子長崎浦（銚子市長崎町）で漂着した船に関して、漂着者・死骸や道具に至るまで、発見次第連絡と、対応を依頼する内容で、仙台陳（陣）屋まで注進するように依頼がされている。ここで注目されるのは、剃金村（白子町剃金）より先は沖津（奥津）仙台陳（陣）屋まで注進するとあり、剃金村を境に銚子仙台陣屋と奥津仙台陣屋の管轄領域が分かれていることを示すのではないかと思われる。しかし、【史料三―二】では、川津村に元船（もと乗っていた船）よりてんま船（伝馬船）に乗り移って漂着した事例で、元船の搜索に関する浦廻状であるが、これには九十九里五井・古所村のことは拙者方（卜部孫左衛門）へ、それより東側は銚子仙台役所で知ら

せる旨を書いているので、おおよそ南白亀川を境に管轄領域が分かれていたと考えたい。これが常時分かれていたのか、便宜的に分かれていたのかは、今後の検討課題である。【史料三一三】では、奥津湊（當湊）にて難船した船の対応についての浦廻状である。【史料三一四】では、松平政千代用穀を積載した船が、常州（茨城県）の湊を出帆し、房州沖にて難風に逢い、総州小濱浦に漂着したものであるが、穀宿浦部孫左衛門が銚子まで廻状を出している。【史料三一五】は、【史料三一四】の漂着に関して穀宿卜部孫左衛門が漂着現場である小浜村に出役して出した廻状と、小浜村名主勘八がともに、岩松村（いすみ市岩船）より川津村の間の村に充てたものである。また、大井谷村（いすみ市大原）名主所左衛門が【史料三一五】の漂着の際流出した道具に対して、入札を行う旨を連絡したものである。【史料四】は房州布良崎沖で難風に逢い房州内浦（鴨川市内浦）に入津した事例であるが、ここでは内浦湊の仙台穀宿の森嘉蔵と上総奥津湊の仙台穀宿卜部孫左衛門がともに署名し、対処にあたっている。内浦は奥津とそう距離は隔たっておらず、こうした近隣で協同して対処にあたる場合があったと思われる。【史料五】でも同様に、おそらく房総沖にて難船した船が、内浦湊に入津した事例であるが、この時には卜部孫左衛門一人が対処にあたってている。【史料六】では、難船に遭い舳舟に乗り移り漂着していたところ、房州乙濱（南房総市白浜町乙濱）にて助けられた事例であるが、乙濱には前述の原直史の研究により穀宿があることが指摘されているので、穀宿同士のネットワークで各穀宿の領域分担があったものか。

今回の紹介では、紹介史料の概要を紹介するにとどめたが、外房における各穀宿同士のネットワーク、現地に置かれていた仙台藩の役所の実態、管轄領域、穀宿の果たした役割など、より具体的な事例検討については、今後の課題である。また、江沢家関連の御用留史料は国文学研究資料館に所蔵されているものがまだ多くあり、その事例を積み上げることによって、より房総沖の難船対処について詳細な検討が加えられるのではないだろうか。難船関連の浦廻状は仙台藩に留まらず、東北地方の幕府領分の廻米や、盛岡藩・津軽藩・米沢藩預所のもの等多くの事例

があり、今回はそうした事例までは紙幅・時間の関係で紹介できなかった。今後はこうした他藩・幕領についての事例についても検討していきたい。

(すがや ゆうすけ 本学地域経済博物館 学芸員)

- (1) 現在、勝浦市指定文化財となっている。
- (2) 興津海浜遺跡調査会編「千葉県勝浦市 興津海浜遺跡調査報告書 ―デビット・M・ギルフォイル氏蒐集資料―」(二〇一〇)
- (3) 部原村は、正式には隣村である新官村と沢倉村とを合わせて新官郷として把握され、岩槻藩領であった。年貢関係では新官郷として把握されていたが、実態は三ヶ村それぞれに村役人がいた。
- (4) 妙覚寺は日蓮宗の寺院で、山号を広栄山と号する。文永元年(一二六四)に地元領主佐久間重貞により創建されたといひ、江戸時代には末寺を多く有する有力な寺院であった。
- (5) 慶応四年「御廻米津出場願」(いすみ市三島 井上宏一家文書)、『大原町史 史料集Ⅱ』大原町史編さん委員会 一九八九 三三五項所収)
- (6) 川名登『河岸に生きる人びと』(平凡社 一九八二年)
- (7) 三浦忠司『海をつなぐ道―八戸藩の海運の歴史』(テリー東北新聞社 二〇一八年)
- (8) 原直史「東廻り海運と房総の穀宿」、『千葉県の歴史 資料編 近世二(安房)』千葉県 二〇〇八年)
- (9) 後藤雅知「海辺の村に存在した仙台藩の穀宿」、『千葉県の歴史 資料編 近世一(房総全域)』千葉県 二〇〇六年)
- (10) 井上拓巳「仙台藩廻米体制と穀宿」、『地方史研究』四〇七号 二〇二〇年)
- (11) 六ヶ所は、常陸国平潟(常州平潟殺役人)、常陸国潮来、下総国銚子(潮来・銚子御国殺横目)、伊豆国下田(豆州下田殺役)、

上総国奥津（総州奥津殺役）、安房国館山（房州館山殺役）である。

(12) 湊は、浦賀、下田、網代、銚子、奥津、平潟、磯浜、那珂湊、小名浜、中ノ作、原釜、四倉、内浦、乙浜、相浜、館山、潮来、河岸が小堀、関宿、金杉、松戸である。

(13) 江沢家文書一十七 天明五年 『公私御用留』（抜粋）

(14) 江沢家文書一三九 寛政八年 『公私御用帳』（抜粋）

(15) 江沢家文書一四三 寛政一〇年 『公私御用帳』（抜粋）【史料三一―】から【史料三一五】までは同一史料内に書き留められているので、本文内では便宜上枝番を付けた。

(16) 江沢家文書一四五―一 寛政一二年 『公私御用控』（抜粋）

(17) 江沢家文書一四六 享和二年 『公私御用帳』（抜粋）

(18) 江沢家文書一四九 文化二年 『公私御用留』（抜粋）

(19) 浦部（卜部）孫左衛門は史料によっては奥津村の名主として名前が出る。現在奥津には浦部家は数軒あるが、孫左衛門家ほどの家に当たるかは不明。また屋号仙台屋と称する家があり、この殺宿を務めた浦部家であった可能性があるが、現当家の苗字は全くの別である。